⑶　迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒100―8959 東京都千代田区霞が関３―２―２　文部科学省大臣官房会計課用度班契約第二係　築坂　直樹　電話03―5253―4111内線2230
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和４年９月26日15時00分　文部科学省入札室
⑷　入札書の受領期限　令和４年11月２日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和４年11月10日15時00分　文部科学省入札室
4　電子調達システムの利用
本件の入札は、従来の「紙」による入札のほか、電子調達システムにより行う。電子調達システムＵＲＬ　https://www.geps.go.jp/
なお、詳細については入札説明書による。
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第１項各号に掲げる入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した次順位者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : TAKAYA Hiroki, The Obligating Officer Director Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology
⑵　Classification of the services to be procured : 53
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Moving of Government Building due to Relocation of the Agency for Cultural Affairs 1 Set
⑷　Fulfillment period : From 10 November, 2022 through 31 May, 2023
⑸　Fulfillment place : The places specified by the Obligating Officer (The Government Building of Agency for Cultural Affairs in Kyoto)
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2022 in the Kanto・Koshinetsu or Kinki area in offer of services for participating in tenders by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, which is Single qualification for every ministry and agency,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service,
D　meet the qualification requirements which The Obligating Officer Director may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order,
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by the Obligating Officer, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　2 November, 2022
⑻　Contact point for the notice : TSUKISAKA Naoki, Supplies Section, Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, 3―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8959 Japan, TEL 03―5253―4111 ex. 2230
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年９月12日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房会計課長　須藤　明夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○第50号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　人事情報処理システム及び人事管理支援システム用機器等の更新に係る賃貸借及び保守　一式（電子入札対象案件）
⑶　電子入札システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
⑷　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑸　履行期間　令和４年11月４日から令和８年９月30日まで
⑹　履行場所　入札説明書による。
⑺　入札方法　上記１⑵の件名について、入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規則に基づく随意契約には移行しない。
2　競争参加資格
⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。